

津市シルバー人材センターからの役務の提供に関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日訓第 20 号

改正 平成 24 年 3 月 31 日訓第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の就業機会の増大及び生きがいの充実を図るため、公益社団法人津市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）から役務の提供を受けることに関し必要な事項を定める。

(発注見通しの公表等)

第 2 条 シルバー人材センターからの役務の提供について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（以下「契約」という。）を締結しようとする担当の課長等（以下「契約担当課長」という。）は、当該契約を締結するまでに、契約の発注見通し状況報告書（第 1 号様式）を作成し、高齢福祉課長に提出しなければならない。

2 高齢福祉課長は、前項の規定による提出があったときは、発注見通しの状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、発注見通しの状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

(契約締結状況の公表等)

第 3 条 契約担当課長は、契約の締結後、速やかに契約締結状況報告書（第 2 号様式）を作成し、高齢福祉課長に提出しなければならない。

2 高齢福祉課長は、前項の規定による提出があったときは、契約締結状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、規則第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、契約締結状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表期限)

第4条 第2条第4項及び前条第4項の公表期限は、契約の履行開始日の属する年度の3月31日までとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、契約の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日訓第22号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

契約の発注見通し状況報告書

[illegible]

第2号様式（第3条関係）

契約締結状況報告書

[illegible]